

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-3 (メキシコ、ホンジュラス、中米広域)
(QCBS)

調達管理番号：23a00115

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第 3 章 4. (2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

本紙別添【事後評価業務における排除者条項】について、2023年度版として更新していますので必ず確認願います。

2023 年 7 月 12 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年7月12日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界2023年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-3（メキシコ、ホンジュラス、中米広域）（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年9月～2024年11月

上記の契約期間を分割する想定はしておりません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。以下は、14ヵ月未満を想定。」

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- (2) 事業実施担当部
評価部 事業評価第一課

- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年7月18日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年7月26日 12時
3	質問への回答 7月19日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年7月24日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2023年7月31日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年8月4日 12時
7	プレゼンテーション	本件では行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年8月22日 14時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日 (順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から申込方法が変わりました。

5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

- (2) 利益相反の排除

本項目については、2023年度版の別添「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

1) 提出期限：上記4.（3）参照

2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、

1) ~ 4) の経費と5) ~ 6) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

【事後評価業務における排除者条項（2023年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません²。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1.の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1.に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1.に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の**防止策**を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。**なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。**

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1.に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1.①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の**防止策**について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、7月28日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evtel@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロ

² 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

ポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、 情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の**防止策**は具体的に体制、情報の授受・**遮断**の方法等について計画し、JICA に提示願います。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-3（メキシコ、ホンジュラス、中米広域）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了 3 年後、また、円借款事業については原則事業完成 2 年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため 10 億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	メキシコ	技術協力	自動車産業基盤強化プロジェクト
2	ホンジュラス	無償	コマヤグア市給水システム改善・拡張計画
3	ホンジュラス	技術協力	金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト
4	中米広域	技術協力	中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2

※簡易型評価：No. 2（ホンジュラス）

※LNOBに係る定性調査を含む案件：No. 3（ホンジュラス）

第4条 業務の実施方針及び留意事項

(1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）³及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2023年度版）⁴
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）⁵
- JICA事業評価ハンドブック（Ver.2.0）⁶
- 簡易型外部事後評価について

(2) 安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁷。

1) メキシコ：自動車産業基盤強化プロジェクト

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（メキシコシティ、グアナファト州、ヌエボレオン州、ケレタロ州）の現状を踏査して情報収集をする。各州政府、日系自動車部品サプライヤー6社（Tier1⁸）、メキシコ現地自動車部品サプライヤー19社（Tier2⁹）に対しヒアリングを行い情報収集する。なお、治安状況やアクセスの困難さ等を鑑み、現地調査補助員による踏査あるいは質問票の他に電話インタビューやオンライン等の手段を講じ情報収集のうえ評価分析を行うことを可とする。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事業完了報告書のPDM最新版に記載された上位目標「メキシコの自動車サプライチェーンが強化される」、プロジェクト目標「対象州における日系（Tier1）とメキシコ（Tier2）とのサプライチェーンを促進する枠組みが強化される」について、プロジェクト目標の指標①技術支援を受けたメキシコ自動車部品サプライヤー（Tier1）とのビジネスが増加する、②カイゼン活動支援、データベースの拡充、セミナー、商談会の開催を通じ日系自動車部品サプライヤー（Tier1）とメキシコ自動車部品サプライヤー（Tier2）との商談機会が増加する、の変化について事業開始前と事業完了以降の実績値を

³ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法についてプロポーザルで提案すること。

⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

⁸ Tier1は、自動車メーカーに直接部品を供給する企業（一次サプライヤー）。

⁹ Tier2は、Tier1が製造する部品を構成する部品をTier1に供給する企業（二次サプライヤー）。

確認し、その達成状況と継続状況を確認する。それがメキシコの自動車サプライチェーンの強化にどのような影響をもたらしているかを確認する。

- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力量針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「日系企業が有する技術を生かし幅広い分野の研修を実施することで、人材育成ニーズに合致した実践的な支援ができる」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、各州政府、Tier1、Tier2 企業の職員が想定されるが、本事業の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

2) ホンジュラス：コマヤグア市給水システム改善・拡張計画

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（コマヤグア県コマヤグア市）の現状を踏査して情報収集をする。コマヤグア市役所、コマヤグア水道公社及び国家上下水道公社については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・建設した施設や使用した機材については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力量針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①河川水を原水とする浄水量（m³/日）、②濁度（年間最高値（雨季））（NTU：濁度単位）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが市民生活にどのような影響をもたらしているかを確認する。また給水時間が長くなる、水因性疾患の発症患者数が減少するといった定性的効果についても確認する。
- ・本事業は環境社会配慮カテゴリ分類 B にあたり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる上水道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていたが、計画通りに実施されていたか確認する。
- ・事前評価表には、本事業により約 11.2ha の用地取得が発生し、2016 年 11 月に実施機関と地権者（1 名）の間で土地の寄付に係る合意文書を締結済みであり土地の登記手続きを実施中と記載されている。住民移転は伴わず、地権者から事業に係る特段の反対意見は出ていないとあるが、どのように対応されたかを確認する。
- ・事前評価表には、貧困削減促進として本事業による水質や衛生環境の改善は、貧困層を含めた住民への裨益が期待されると記載されているため、住民に対しどのような影響をもたらしたかを確認する。

- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、セルビア共和国への無償資金協力「ベオグラード市上水道施設整備計画」の事後評価で具体的な指標が設定されていないことが指摘され、事業効果を正確に把握できる手段を持つことが重要との教訓を得ている。本事業では明確な指標を設定するとともに、測定機器（流量計、濁度計）を浄水場内に設置することにより、事業効果の正確な把握を図ると記載されている。これらの視点についてどのように対応されていたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として広くコマヤグア市地域の住民が想定されるが、その中でも特に貧困層については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

3) ホンジュラス：金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員と共に、都市部1市（テグシガルパ市）、農村部4市（ビジャ・デ・サンフランシスコ市、サン・ラファエル市、ラス・ベガス市、キミスタン市）の5つの市の踏査ならびにヒアリングを実施し、情報収集する。なお、治安状況やアクセスの困難さ等を鑑み、現地調査補助員による踏査あるいは質問票の他に電話インタビューやオンライン等の手段を講じ情報収集のうえ評価分析を行うことを可とする。
- ・条件付現金給付制度（CCT：Conditional Cash Transfer）受給世帯の生活改善・向上については、本事業が実施したCCT受給者を対象としたACTIVO¹⁰モデル適用世帯の家族50名程度（対象者の世帯は異なること、5市のACTIVOプランに参加した女性を含む受益者（各市10名づつ、計50名程度）に対し、ACTIVOモデルの適用前と後の変化、例えば家計管理の能力向上や生活改善や生活向上に必要な技術を身につけられたか等をヒアリングする。詳細は第5条（5）参照。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のあるように、CCT受給世帯の生活改善・生活向上を促進するモデル（ACTIVOモデル）の構築について、①対象市において同モデルを通じた生計向上や生活改善のための活動状況、②ガイドラインの承認について事業開始前と事業完了時以降の実績を確認し、ACTIVOモデルの全国展開に向けた制度化やCCT受給世帯の生活改善・生活向上にどのように影響したかを確認する。なお、本事業はACTIVOモデルの全国普及を監督する社会統合副省（SSIS）が実施機関であるが、市連合会を通じた地方展開においては、社会包摂政策副省が連携をしている。インパクトの判断を補完するものとして、ACTIVOモデルの全国展開の状況に関して、実施機関である社会統合副省（SSIS）や、各市（自治体）、金融機関等に確認すること。
- ・ACTIVOモデルは社会統合副省普及員、コミュニティリーダー、金融機関、市自治体が関わっており、それぞれが最貧困層世帯における持続的な生計向上のための支援を行ったが、それぞれの立場からのグッドプラクティスを確認したうえでまとめ、今後の金融包摂による貧困削減の支援に役立つ教訓を導出する。

¹⁰ ACTIVOについては、完了時報告（<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12356010.pdf>）を参考のこと。なお、ACTIVOプラン参加者数は、2020年1月までに全国88市の約9千世帯（5万人程度と推測）とされています（完了時報告書より）。

- ・事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等についての視点で確認する。事前評価表では、②について、JICA はこれまでに同国で住民の主体性を重視した地域開発にかかる様々な協力を行い、それに関連した多くの帰国研修員がいるため、そうした人的ネットワークの連携が想定されていた。③については CCT に関するプログラム「Bono 10mil」（ボノディエスマル）¹¹ に対しては、米州開発銀行、世銀等は制度強化等の支援をしており、受給世帯の生計向上等を図るために必要な技術習得を目指す本評価事業とのすみわけができていた。上記の②～③について、実際に連携/調整や具体的な成果の発現状況を確認する。
- ・過去のホンジュラス類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「市連合会を関係機関として積極的に巻き込むこと」といった点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として対象自治体の CCT 受給者が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。詳細は第 5 条（5）を参照のこと。

4) 中米広域：中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・本事業は中米 6 か国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）を対象としているが、中米防災センター（CEPREDENAC）の所在地であるグアテマラと対象国の 1 つであるニカラグアを現地調査の対象とし、エルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカ、パナマはメールなどによる遠隔調査の対象とする。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに、本事業の業務完了報告書に記載のあるグアテマラの本サイト 7 市 27 コミュニティ¹²において各市役所（防災課）と各市にある 1 つ以上のコミュニティ¹³と、ニカラグアの本サイト 2 市（Leon 市、San Juan del Sur 市）の市役所及び 7 地区すべて¹⁴を踏査して情報収集をする。グアテマラにある中米防災センター（CEPREDENAC）、グアテマラ国家防災調整庁（CONRED）、ニカラグア国家防災機構（SINAPRED）については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。その他の国に対しては、実施機関（エルサルバドル総務省市民防災局（DGPC）、ホンジュラス災害対策常設委員会（COPECO）、コスタリカ国家災害対策緊急委員会（CNE）、パナマ国家市民保護システム（SINAPROC））を通して、各国及び各国のパイロットサイト¹⁵におけるコミュニテ

¹¹ 2010 年から開始された現行プログラムの「Bono 10mil（ボノディエスマル）」では、選定基準を満たした全国約 37 万世帯に保健や教育についての条件を課して現金を支給している（事前評価表より）。

¹² 7 市 27 コミュニティは、次の通り：Pacaya 火山地域：San Vicente Pacaya 市（6 コミュニティ）、Villa Canales 市（2 コミュニティ）、Amatitlan 市（4 コミュニティ）、Santiagoito 火山地域：Zunil 市（2 コミュニティ）、El Palmar 市（9 コミュニティ）、San Felipe（Retalhuleu）市（2 コミュニティ）、San Sebastian（Retalhuleu）市（2 コミュニティ）

¹³ Pacaya 火山地域と Santiagoito 火山地域の各地域の調査期間は、移動も含め、それぞれ 2 泊 3 日程度となるよう、調査の効率性や安全対策等の観点から鑑みたくえで調査対象コミュニティをプロポーザルで提案すること。

¹⁴ 7 地区とは次の通り：Leon 市 Poneloya 地区、Las Penitas 地区、Salinas Grandes 地区、San Juan del Sur 市中心部の Talanguera 地区、Pedro Joaquin Chamorro 地区、Zona Central 地区、Hugo Medina 地区

¹⁵ コスタリカのパイロットサイトは、Alajuelita 市（4 コミュニティ）、Aserri 市（4 コミュニティ）、Escazu 市（4 コミュニティ）、Desamparados 市（4 コミュニティ）。パナマのパイロットサイトは、Chepo 市（6 コミュニティ）。ホンジュラスのパイロットサイ

ィ防災普及に関する状況を、メールや質問票等による遠隔調査を通し情報収集する。

- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のように、関連機関の連携による持続的なコミュニティ防災普及体制の各国における確立について、
① 各国作成のコミュニティ防災普及計画、② 各国のコミュニティ防災活動報告、
③ コミュニティ防災活動の防災計画への明確な位置づけと継続的な予算措置、④ CEPREDENAC による現地リソースを用いた中米域内研修の実施回数、⑤ 現地リソースを用いた各国内の研修実施の回数の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、コミュニティ防災の中米地域における普及へどのように貢献しているか確認する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等についての視点でみる。事前評価表では、②については技プロ「中米広域防災能力向上プロジェクト」（フェーズ1プロジェクト）の成果を活用しつつ、本評価案件によって各国のコミュニティ防災の取り組み強化の促進・普及等が想定されていた。③については欧州共同体人道援助局（ECHO）等がコミュニティ防災に係る事業を展開していた。上記の②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・本事業は環境社会配慮カテゴリ分類 C にあたり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月制定）に掲げる影響を及ぼしやすい特性および影響を受けやすい案件に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限だと判断される。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「コミュニティにおいて、住民の参加型活動を導入することが、住民にとってコミュニティ防災に向けて自分たちが行えることを実施できる機会を提供することになり、住民の意識・行動の変化に貢献する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として広くパイロットサイトの住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。詳細は第5条（5）を参照のこと。

（3）ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹⁶を確保すること。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

トは Tegucigalpa 市（4 コミュニティ）、La Ceiba 市（4 コミュニティ）。エルサルバドルではパイロットサイトは設定されなかった。

¹⁶ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルで提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考えます。

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・西文で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

第5条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・西文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2022年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁷。

(3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・西文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

¹⁷ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第1次現地調査の最後に JICA 事務所への報告を行うこと。

(5) 定性調査／定量調査

(4) にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査として以下の定性調査を行う。本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。調査対象の選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮して行う。

1) 中米広域「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」

調査範囲： グアテマラの本サイト（Pacaya 火山地域と Santiaguito 火山地域周辺の7市における各市1つ以上のコミュニティ）とニカラグアの本サイト（León市の3地区、San Juan del Sur 市中心部の4地区のコミュニティ）において、コミュニティの偏りなく、各国1コミュニティ10名程度とし、各国70名程度を対象とする。なお、インタビューは、男女ほぼ半数で行う。

調査内容： コミュニティ防災に関する関心、地域活動や研修参加の有無、研修参加者の場合は地域への活用・普及方法

2) ホンジュラス「金融包摂を通じた CCT 受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト」 ※LNOBに係る定性調査

調査範囲： 事前評価表にて、「CCT 受給世帯向け研修は参加者の50%以上を女性とし、意思決定プロセスへの女性の参画確保やモニタリング／評価に当たっての男女双方からの情報収集等、計画／実施／モニタリング・評価の全ての段階において、ジェンダー視点を組み込み、事業を実施する。」との記載がある。具体的には、5市のACTIVOプランに参加した女性を含む受益者（各市10名ずつ、計50名程度）に対し質問票またはインタビューを実施する。

調査内容： 本事業が実施した CCT 受給世帯向け研修を通していかに受益者の生計向上や生活改善に貢献したか、特に女性向けの活動が女性のエンパワメント（女性の CCT の受給者名義人や口座開設等）の寄与に貢献したかどうかを確認する。

LNOBに係る定性調査を行うにあたっては、過去の外部評価の分析事例等を参照すること¹⁸。本項目に関しては、6基準に基づく評価判断に利用する場合は、評価部と確認の上で利用すること。本詳細分析は報告書内にコラムとして纏める。なお、本業務においては、「第4条（3）ローカルリソースの利用」に含まれる業務を想定し、配置は10日程度を想定する。

（6） 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則15ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

（7） 暫定評価に係る実施機関との協議（第2次現地調査）¹⁹

（8）の暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う²⁰。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。なお、第2次現地調査の最後にJICA事務所に報告を行うこと。

（8） 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

（9） 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記（7）及び（8）を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

（10） 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（9）及び（10）の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

（11） 評価報告書²¹（案）の作成

上記（10）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る²²。和文の承諾後、評価報告書（案）（英文・西文）を作成し、発注者の承諾を得る²³。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも

¹⁸ 契約締結後に提示します。

¹⁹ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

²⁰ 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

²¹ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください（結果票は原則10ページ以内）。

²² 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。

²³ 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

踏まえ評価報告書（案）（和文・英文）（簡易型評価については評価報告書／結果表（案）（和文・英文））を最終化し、発注者の承諾を得る。

（１２）教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

第６条 報告書及び提出物等

（１）成果品

１）評価報告書（和文・英文）

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む
- ・ 簡易型の場合は評価結果票とする。また、要旨あるいは要約版を作成する場合は当該資料も含む。
- ・ 報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第３章プロポーザル作成に係る留意事項 ２．業務実施上の条件（３）配付資料／公開資料等を参照のこと。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-ROM ３部）による提出。

提出期限：契約履行期限末日

（２）提出物

１）収集資料²⁴

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など（LNOBに係る詳細分析のインタビュー議事録）、一次データの処理・分析用ファイルを含めること。
- ② 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真５枚程度（解析度 300～350dpi）²⁵

２）教訓シート（第５条（１２）参照）

３）特殊言語版の報告書案（西語）

提出様式：電子データ（CD-ROM １部）による提出。

提出期限：上記（１）と同じ。

第７条 その他

（１）関係者との連絡

²⁴ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

²⁵ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第4条(1) 調査・分析の実施基準、脚注3
2	調査対象コミュニティについて	第4条(2) 4) 中米広域：中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2、脚注13
3	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3) ローカルリソースの活用、脚注16

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／プロジェクト評価 1
- プロジェクト評価 2

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.63 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／プロジェクト評価 1）】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：メキシコ、ホンジュラス、中米地域全般及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：プロジェクト評価2】

① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務

② 対象国及び類似地域：メキシコ、ホンジュラス、中米地域全般及びその他全途上国地域

③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年9月～2024年11月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.33人月（現地：4.73人月、国内：6.60人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／プロジェクト評価1（2号）

② プロジェクト評価2（3号）

③ プロジェクト評価3

3) 渡航回数を目途 全6回（ホンジュラス案件2案件については、2案件で2回の渡航を想定）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）
- 簡易型外部事後評価について

2) 公開資料

・事業事前評価表（全スキーム）

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）

事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。

- ・ JICA 図書館にて公表されている報告書等²⁶

<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>

(案件名またはキーワードで検索)

3) その他関連資料

- ・ JICA 事業評価ガイドライン (第2版)
- ・ JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2.0)
- ・ 別冊【2023】外部事後評価レファレンス

事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> (各リンク先よりダウンロード可能)

- ・ 事業評価年次報告書 2022
 事業評価年次報告書 2022 | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

【メキシコ】

<全般的な留意点>

行動規範 (全滞在者共通)

1) 全般

- ・ 安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」の徹底。
- ・ 事務所等の緊急連絡先を携帯する。
- ・ 外務省、大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動を取る。
- ・ 目立たないように心がける。
- ・ 銃犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。

2) 宿泊

²⁶ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

- ・ 3つ星以上のホテルに宿泊すること。
- ・ 民泊物件（Airbnb 等）は不可。
- ・ メキシコシティにおいては、事務局が定めた宿泊可能エリアの中でホテルを選択する。
- ・ 隊員や単独の出張者は、病気・事故対応が事務局から円滑に対応できるように JICA メキシコ事務所あるいは日本大使館から徒歩圏内のホテル（ポランコ地区及びレフォルマ地区）を選択すること。

3) 外出可能時間

日没後（18 時頃）～21 時の間の外出は極力控え（徒歩移動は原則禁止）、夜間から日の出前（21 時～7 時頃）の外出は行わないこと。

4) 移動

- ・ 州をまたぐ都市間移動は以下①～③の例外を除き、原則、航空機を利用する。なお、LCC の利用は可能だが、空港との往復の移動は日中に行うこと（目安：8 時半以降出発、17 時までに到着の便）。
- ① 長距離バスの使用は認める。ただし、1 等クラスでノンストップ、8～17 時の間に移動する昼行便に限る。
- ② テオティワカン遺跡への一般渡航は、メキシコシティ発着（7 時～18 時）の日帰りバスツアーに限る。
- ③ メキシコシティ・メキシコ州・プエブラ州の間は、メキシコシティから 200km（片道 3 時間程度）の範囲に限り、傭上車両による州をまたぐ移動を認める。派遣中関係者に限り、自家用車の利用も可能とする。ただし、有料道路を使用し、日没後（18 時～7 時頃）の移動は行わないこと。
- ・ 各州内を車両で移動する場合は、日没後～日の出前（18 時～7 時頃）の移動は行わない。
- ・ 車両を傭上する場合は、事務局が契約、又は利用実績があり信頼性の高い会社から現地事情に精通したドライバーと防犯性を考慮した車両（SUV 車・高級車・黒色車両は禁止）を傭上すること。
- ・ 流しのタクシー利用は厳禁。タクシー配車アプリ（別添 3 参照）や空港、待合、ラジオタクシーを利用する場合は第三者を経由せず、必ず利用者本人又は所属先が手配する。
- ・ メキシコシティの地下鉄、市営バスの利用は原則禁止。
- ・ 日没後から早朝（18 時～7 時）の徒歩移動は行わない。

5) 通信手段

Wi-Fi 環境になくとも常時連絡が取れる携帯電話を携行すること。メキシコ国内での通信環境（ローミングなど）が確保できない場合、メキシコ入国後、速やかに SIM カードを入手し、該当電話番号を JICA メキシコ安否確認携帯電話に連絡すること。

【ホンジュラス】

<全般的な留意点>

行動規制

- ・ 原則としてパルメロラ国際空港から目的地までの移動が 18:00 までに完了する便を利用すること。
- ・ 18:00 から翌日 06:00 までの「都市間移動」は原則として禁止する。
- ・ 夜間の不要不急の外出は極力控える。

- ・ホンジュラス事務所が講じている安全対策を遵守する。
- ・不測の事態等で日程、宿泊先等が変更になる場合は、速やかにホンジュラス事務所に連絡するとともに、適宜指示を仰ぐこと。
- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。

【グアテマラ】

＜全般的な留意点＞

【行動規範】

- ① 不測の事態等で日程、宿泊先等が変更になる場合は、速やかにグアテマラ事務所に連絡する。
- ② グアテマラ事務所が講じている安全対策を遵守する。
- ③ 緊急時連絡先（在グアテマラ日本大使館や JICA グアテマラ事務所緊急電話番号等）を常時携行する。
- ④ グアテマラ市内は付属資料 1 の指定地区を除き徒歩移動禁止。指定地区内の徒歩移動は 7:00～18:00（ただし、歩行者天国は 10:00～14:00）に限る。原則車両移動とし、タクシー又は Uber を利用（乗車場所に注意）。市内バスは利用禁止。ZONA4～ZONA14 間のトランスメトロ（公営 BRT）のみ利用可。グアテマラ事務所員の通勤は、防犯の観点から原則車両通勤とする。
- ⑤ 火山を訪問する際には、事前に CONRED（国家防災調整局）等から噴火状況について情報収集を行う。

【ニカラグア】

＜全般的な留意点＞

（1）行動規制

- ・「付属資料 2. マナグア市内危険地図」の危険地域（赤色）への立ち入りは禁止。同図の注意喚起地域（青色）については、平時は真に必要な場合に限って最小限度の立ち入りとし、日没後やデモ、集会などが発生した場合は立ち入りを禁止する。
- ・マナグア市内の徒歩による外出は禁止。但しニカラグア長期滞在者については、付属資料 3 に示す JICA 事務所周辺および自宅を起点とした徒歩移動可能区域の範囲内に限り、6:00～18:00 の時間帯のみ、徒歩移動可とする。但し危険地域（赤色）への立ち入りは引き続き禁止。
- ・22:00 から 6:00 までの不要不急の外出は禁止。
- ・都市間の移動は、6 時～20 時までに終わる（緊急時はこの限りではないが、やむを得ず移動する場合は、出発前に必ずニカラグア事務所関係者に連絡する）。
- ・路上で携帯電話を使用しない。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに JICA 事務所の担当者に連絡する。

（2）安全な宿舎の手配

- ・「付属資料 2. マナグア市内危険地図」の危険地域（赤色）、注意喚起地域（青色）の宿泊は不可。

（3）通信手段

- ・携帯電話を常に通信可能な状態にし、緊急事態に備えて必要な連絡先を事前に登録するとともに、渡航前もしくは到着後に「WhatsApp」をインストールし、氏名・派遣国・滞在期間をニカラグア安全担当者へ連絡する。

(4) 移動手段

- ・ マナグア市内において、路線バス及び一般タクシー(乗合制)の利用は禁止。JICA 推奨タクシーもしくはホテルが運航しているタクシー等の安全な交通機関を利用する。
- ・ 乗用車での移動の場合は、整備状況が良好であること及び各種書類(登録証、免許証、自動車保険証、免許証等)の携行を確認するとともに、20 時より前に目的地に到着する。
- ・ ヒッチハイク禁止(知らない人を車に乗せない、乗らない)。

(5) 空路出入国

- ・ 深夜早朝の発着便(20:00~6:00)は極力避けることとする。やむを得ず深夜早朝の発着便を利用する際には、事前に空港-自宅または宿舎間の車両の手配ができていないことを条件に在外事務所長承認とする。
- ・ マナグア空港からマナグア市内への移動については、ニカラグア事務所による車両手配がない場合、ニカラグア事務所関係者が運転(同乗)する乗用車、もしくは空港内に駐車しているタクシーか JICA 推奨タクシーを利用する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

本件では想定しません。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

63,728,556円

なお、定額計上分 2,400千円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	資料等翻訳費	「第2章 特記仕様書案第5条 調査の内容（1）調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成	2,400,000円	・翻訳（日本語←→西語） ・現地説明資料、質問票、報告書案 ・4案件分	一般業務費	資料等翻訳費

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切り捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【メキシコ】

東京⇄メキシコシティ（日本航空／全日本空輸／アエロメヒコ航空）

【ホンジュラス】

東京⇒ダラス⇒テグシガルパ（アメリカン航空）

東京⇒ヒューストン⇒テグシガルパ（ユナイテッド航空）

東京⇒アトランタ⇒アメリカ⇒テグシガルパ（デルタ航空）

【グアテマラ】

東京⇒ダラス／ヒューストン／シアトル／ロサンゼルス⇒グアテマラシティ（アメリカン航空、ユナイテッド航空、デルタ航空、全日本空輸）

【ニカラグア】

東京⇒ダラス／ヒューストン⇒マナグア（アメリカン航空、ユナイテッド航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

ありません。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(27)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/プロジェクト 評価1</u>	(27)	(—)
ア) 類似業務の経験	10	—
イ) 対象国・地域での業務経験	3	—
ウ) 語学力	4	—
エ) 業務主任者等としての経験	6	—
オ) その他学位、資格等	4	—
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(—)	(—)
ア) 類似業務の経験	—	—
イ) 対象国・地域での業務経験	—	—
ウ) 語学力	—	—
エ) 業務主任者等としての経験	—	—
オ) その他学位、資格等	—	—
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(—)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	—
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>プロジェクト評価2</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	